

政令第百五十八号

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十一条並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第四条第一項第二号、第五条第一項第五号及び第五条の三、同条の規定により読み替えて適用する同法第四条第一項、第五条第一項及び第五条の二第一項各号、同法第六条の三の規定により読み替えて適用する同法第六条及び第六条の二各号並びに同法第八条の二第二項及び第三項第四号並びに第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の四」を「第九条の八」に、「第九条の五」を「第九条の九」に改める。

第二条中「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改める。

第三条の見出し中「第四条第一項に規定する」を「第四条第一項第二号に掲げる」に改め、同条中「第四条第一項に規定する」を「第四条第一項第二号に掲げる」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三

号中「二十五年未満の期間勤続し、」を削り、同号を同条第一号とし、同条第四号中「十一年以上二十五年未満の期間勤続し、」を削り、同号を同条第二号とし、同条に次の三号を加える。

三 定年の定めのない職を職員の配置等の事務の都合により退職した者

四 次に掲げる職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者

イ 各議院事務局の事務総長又は各議院法制局の法制局長がその任命を行うに際し各議院の議長の同意（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第二十七条第二項及び第三百三十一条第五項の規定によるものを除く。）を得た職

ロ 国立国会図書館の館長がその任命を行うに際し両議院の議長の承認を得た職

ハ 裁判官訴追委員会の委員長又は裁判官弾劾裁判所の裁判長がその任命を行うに際し両議院の議長の同意及び両議院の議院運営委員会の承認を得た職（裁判官訴追委員会事務局にあつては事務局長及び事務局次長の職に限り、裁判官弾劾裁判所事務局にあつては事務局長の職に限る。）

ニ 参議院事務局の事務総長がその任命を行うに際し参議院の調査会長の同意を得た職

ホ 参議院事務局の事務総長がその任命を行うに際し参議院の憲法審査会の会長の同意を得た職

へ 任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職

ト 内閣がその任免を行う検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する職

チ 会計検査院長が会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により検査官の合議で決するところによりその任免及び進退を行う職（事務総局に置かれる事務総長、事務総局次長及び局長並びに事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官の職に限る。）

五 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十一条第一項に規定する実施期間の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同項に規定する対象公共サービス従事者となるために退職した者

第四条及び第四条の二を次のように改める。

（法第五条第一項第五号に掲げる二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者）

第四条 法第五条第一項第五号に掲げる二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、二十五年以上勤続した者であつて、前

条各号に掲げるものとする。

(退職の理由の記録)

第四条の二 法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等（以下「各省各庁の長等」という。）は、第三条各号（第一号中任期を終えて退職した者に係る部分及び第二号を除く。）に掲げる者の退職の理由について、総務省令で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第五条中「又はその委任を受けた者」を削る。

第五条の三第一項第一号中「第四条第二項第二号から第四号まで」を「第三条第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「十年」を「十五年」に改め、同条第四項中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に、「百分の二（退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である職員 百分の一
- 二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸の額に相当す

る額未満である職員 百分の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）

第五条の三第五項中「百分の二（特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である職員 百分の

一

二 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸の額に相当する額未満である職員 百分の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）

第五条の四第一項中「前条第四項に規定する」を「前条第四項各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号

に定める」に改め、同条第二項中「前条第五項に規定する」を「前条第五項各号に掲げる職員の区分に応じ
て当該各号に定める」に改める。

第六条の六中「(昭和二十二年法律第六十一号)」を削る。

第九条の五を第九条の九とし、第二章中第九条の四の次に次の四条を加える。

(募集実施要項の記載事項)

第九条の五 法第八条の二第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 法第八条の二第一項の規定による募集(以下この条及び第九条の七において「募集」という。)の対
象となるべき職員の範囲

二 法第八条の二第二項に規定する募集実施要項(以下この条及び第九条の七第三項において「募集実施
要項」という。)の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

三 法第八条の二第三項の規定による応募(以下この条及び第九条の七第三項において「応募」という。)

又は応募の取下げに係る手続

四 法第八条の二第六項の規定による通知の予定時期

五 第九条の七第三項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

六 募集に関する問合せを受けるための連絡先

七 その他総務省令で定める事項

2 各省各庁の長等は、募集実施要項に前項第一号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、法第八条の二第一項第二号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 各省各庁の長等は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

(法第八条の二第三項第四号に規定する懲戒処分から除かれる処分)

第九条の六 法第八条の二第三項第四号に規定する政令で定めるものは、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分とする。

(募集の期間の延長等に係る手続)

第九条の七 各省各庁の長等は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

2 各省各庁の長等は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 各省各庁の長等が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 各省各庁の長等は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

（退職すべき期日の変更に係る手続）

第九条の八 各省各庁の長等は、法第八条の二第五項に規定する認定（以下この項において「認定」という。）を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）

が同条第八項第三号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、総務省令で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 各省各庁の長等は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、総務省令で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十一月一日）から施行する。ただし、目次及び第五条の改正規定並びに第九条の五を第九条の九とし、第二章中第九条の四の次に四条を

加える改正規定並びに次条の規定は、平成二十五年六月一日から施行する。

（先行募集可能期間における経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十五年十月三十一日までの間（次項及び第三項において「先行募集可能期間」という。）においては、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（次項において「新退職手当法」という。）第八条の二第一項第一号中「第五条の三の政令で定める年齢」とあるのは、「退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢」とする。

2 新退職手当法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等は、先行募集可能期間において同項の規定による募集を行うに当たっては、同条第二項の規定により募集実施要項に記載する退職すべき期日又は期間を、平成二十五年十一月一日以後の期日又はその初日が同日以後の日である期間としなければならない。

3 先行募集可能期間においては、この政令による改正後の第五条中「各省各庁の長等」とあるのは、「法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等（以下「各省各庁の長等」という。）」とする。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第三条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第三号中「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改める。

理由

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要項の記載事項等を定めるほか、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を拡充する等の必要があるからである。